

第1条 (名称)

本施設の名称は、「Movin'High DANCE STUDIO」と称します。(以下「スタジオ」とします。)

第2条 (所在地)

スタジオの所在地は、和歌山県 和歌山市 友田町 4-50-2Fとします。

第3条 (目的)

スタジオは、会員のダンス技術及び理論の更なる向上と心身の健康維持増進を図り、
会員相互の親睦を深めてダンスの振興と地域・社会への貢献に努め、健康で品格ある会員の育成
を図ることを目的とします。

第4条 (入会資格)

スタジオの会員は、月謝会員及びチケット会員とし、以下の条件を満たす方とします。

- ① スタジオの諸施設の利用に堪え得る健康状態であり、医師等により運動を禁じられていない方。
- ② 心臓病・高血圧・皮膚病・伝染病・精神病及びこれに類する疾患がない方。
- ③ 本会則に同意される方
- ④ 暴力団等の反社会的勢力の関係者であると認められない方
- ⑤ 過去にスタジオから除名処分を受けられていない方

第5条 (未成年者の入会について)

- ① 未成年者の入会には、親権者の同意を要します。
- ② 親権者は、未成年の会員がスタジオあるいは第三者に損害を与えたときには、前項の同意の有無に関わらず、その責任を負うこととします。

第6条 (会員証)

- ① スタジオは、会員に会員証(「会員カード」、「メンバーズカード」ともいいます。)を交付します。
- ② 会員は、会員証を他人に貸与あるいは譲渡することは出来ません。
- ③ 会員は、レッスンを受講する前に会員証を提出しなければなりません。
- ④ 会員は会員証を紛失、あるいは盗難被害に遭われた時は直ちにスタジオに連絡しなければなりません。
- ⑤ 会員は、会員証の再発行のため別途定める再発行料をスタジオに支払うものとします。

第7条 (変更手続き)

- ① 会員は、入会時にスタジオに届けた事項に変更が生じた場合は速やかに変更届けを提出しなければなりません。
- ② もし、会員から変更届けがなされない場合は、元の届け出事項に基づいて処理するものとします。

第8条 (個人情報保護)

スタジオは、会員から受け取った個人情報を別途定める個人情報保護方針に従って管理します。

第9条 (除名等)

スタジオは会員が次に掲げる事項のいずれかに該当すると認めるときは、その会員を除名することができます。

- ① 第4条に記載する入会資格を喪失したとき
- ② 法令に違反する行為をしたとき
- ③ 本会則又は、別途スタジオが定める各種規則に違反したとき
- ④ 月謝等諸費用の支払いを2か月続けて怠ったとき
- ⑤ 他の会員、施設利用者、スタジオスタッフに対し、暴力行為又は迷惑行為をしたとき並びに、誹謗または中傷をしたとき
- ⑥ スタジオの施設、器具、備品等を損壊又は許可なく外部に持ち出したとき
- ⑦ スタジオ内で物品販売等の営業行為、金銭貸借、政治活動、署名活動、勧誘行為を行い、スタジオスタッフの中止勧告に従わないとき
- ⑧ スタジオの名誉、信用を害する行為をしたとき

- ⑨ スタジオスタッフの指示に従わず、スタジオの業務を妨害したとき
- ⑩ 会員相互の親睦を乱し、他の会員に対して不快感を与える行為をしたとき
- ⑪ その他スタジオの会員として品位を損なうなど会員としてふさわしくないと認めたとき

第10条 (会員資格の喪失)

会員は次の各号に該当する場合、その会員資格を喪失し、会員としてすべての権利を喪失します。

- ① 第16条に定める退会を申し出、会社がこれを承認したとき
- ② 第9条により除名されたとき
- ③ 会員本人が死亡したとき
- ④ 第15条により入会手続きをした施設の全部を閉鎖したとき

第11条 (会員の名義変更)

会員の名義変更は一切認めません。

第12条 (会員の施設利用)

会員は、スタジオの営業時間内に、本会則及び別途スタジオが定める各種規則に従って施設を利用することができます。

第13条 (入会金及び受講料)

会員が支払う入会金及び月謝等受講料の金額は別途これを定め、いったんスタジオに支払った入会金・月謝等の受講料は返還しません。

第14条 (遺留物)

スタジオは、別途定めた以外に会員がスタジオ内に遺留した物品について管理責任を負いません。

第15条 (施設の閉鎖又は休業)

スタジオは次の各号に該当するときは施設の閉鎖又は休業をすることができます。この場合、会員はスタジオに対して異議の申し立て、補償請求はできません。

- ① 気象災害、その他外因的事由により、災害が会員に及ぶおそれがあると認められるとき
- ② 施設の修繕、点検、増改築が実施されるとき
- ③ 別途定める休業日に該当するとき
- ④ その他運営管理上必要と認められるとき

第16条 (退会)

会員が退会を希望するときは、別途定める期日までにスタジオに退会届を提出し、その際会員証を返還しなければなりません。

第17条 (損害賠償責任等)

- ① 会員又はビジターがスタジオの施設の利用中に損害を受けた場合、スタジオは故意または重大な過失がある場合を除いて、損害賠償の責任を負いません。
- ② 会員同士の間で生じたトラブルの解決は当事者間で円満に解決するものとし、スタジオはいかなる場合もその責任を負いません。

第18条 (会員の責任)

会員がスタジオの施設を利用中に会員の責任によりスタジオ又は第三者に損害を与えたときは、会員がその責任を負い、スタジオはその責任を負いません。ビジターについても同様とします。

第19条 (諸費用の変更並びに会則、運営システム変更について)

- ① スタジオは、本会則に基づいて会員が負担すべき諸費用についてスタジオが必要と判断したときは変更することができます。
- ② 本会則、運営システムについても同様とします。
- ③ 前2項により変更した場合、その効力は会員及びビジターに及ぶものとします。